

令和7年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分状況

(R7.6.11現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分 年月日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	株式会社下建材 代表取締役 下 浩光	石川県金沢市北袋町い70番地	産業廃棄物収集運搬業 （第2009214502号）	許可取消	R7. 4. 24	令和5年10月7日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反により、被処分者及び被処分者の役員の罰金刑が確定した。 このことにより、被処分者及び被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号イ及びニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第1号及び第2号該当による取消し）	法第14条の3の2	
2	合同会社葵組 代表社員 川上 葵	東京都中央区日本橋浜町一丁目10番9-801号	産業廃棄物収集運搬業 （第2009230320号）	許可取消	R7. 5. 1	被処分者の役員は、千葉県による産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞通知後に事業廃止の届出をした株式会社サンソー（住所：東京都世田谷区宇奈根二丁目3番7号）の役員であったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号トの欠格要件に該当することが判明した。 このことにより、被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）	法第14条の3の2	
3	有限会社翔進 代表取締役 横山 昌一	長野県松本市大字島内1569番地の1	産業廃棄物収集運搬業 （第2008239071号）	許可取消	R7. 6. 10	被処分者は、令和7年5月7日に長野地方裁判所松本支部において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当）	法第14条の3の2	
4	株式会社巳代志 代表取締役 池田 智一	長野県須坂市大字小河原657番地1	産業廃棄物収集運搬業 （第2006193095号）	許可取消	R7. 6. 10	被処分者は、令和7年5月22日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。 このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当）	法第14条の3の2	